

新宿区ワーク・ライフ・バランス推進優良企業表彰要綱

21新子男男第248号
子ども家庭部長決定

(目的)

第1条 この要綱は、ワーク・ライフ・バランスや男女雇用機会均等など、働きやすい職場づくりに向けた取組みにおいて特に優れた企業を表彰することにより、区内企業におけるワーク・ライフ・バランス推進の活性化を図ることを目的とする。

(審査の対象)

第2条 前条で規定する企業は、新宿区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業要綱（19新総総総第1345号）第2条第1号の認定を受けた企業とする。

(欠格条項)

第3条 前条に該当する場合であっても、表彰することが適当でないと認められる事由が存在する場合は、審査を行わない。

(表彰)

第4条 新宿区ワーク・ライフ・バランス推進優良企業表彰は次の各号のとおりとする。

- (1) ワーク・ライフ・バランス推進優良企業
特に著しい成果を挙げたことが認められる、または継続して総合的に優れた実績を有し、今後も継続して取り組むと認められる企業を表彰する。
- (2) ワーク・ライフ・“ベスト”バランス賞
バランスの取れた取組みを行い、実績のある企業を表彰する。
- (3) ワーク・ライフ・バランスアイデア賞
独自の取組みを行い、実績のある企業を表彰する。
- (4) ワーク・ライフ・バランス特別賞
前年と比較し著しい成果を挙げたことが認められる企業、継続して努力し成果を挙げていることが認められる企業、または前3号に掲げるもののほか、選定審査会において表彰に値すると評価された企業を表彰する。

(選定の方法)

第5条 被表彰企業は、区長が選定する。

(選定審査会の設置)

第6条 区長は、前条の規定により選定を行うにあたり、これを公正かつ適切に行うため、新宿区ワーク・ライフ・バランス推進優良企業選定審査会（以下「選定審査会」という。）を設置し、選定審査会の意見を聞くものとする。

- 2 選定審査会は、委員長及び委員をもって組織する。
- 3 委員長は子ども家庭部長の職にある者を、委員は次に掲げる職にある者を充てる。
 - (1) 文化観光産業部産業振興課長
 - (2) 文化観光産業部消費生活就労支援課長
 - (3) 子ども家庭部子ども家庭課長
 - (4) 子ども家庭部男女共同参画課長
- 4 委員長は、選定審査会を代表し、会務を総理する。
- 5 選定審査会は、委員長が招集する。
- 6 選定審査会は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 7 選定審査会の庶務は、子ども家庭部男女共同参画課において行う。

(表彰の方法)

第7条 表彰は、賞状を贈呈して行う。

- 2 表彰にあたっては、記念品を添えることができる。

3 区長は、表彰を受けた企業の名称及び代表者の氏名並びに取組みの概要を公表するものとする。

(被表彰企業の責務)

第8条 被表彰企業は、可能な範囲において、区が行う啓発活動（事例の紹介等）に協力するものとする。

(補 則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年11月1日から適用する。（21新子男男第248号）

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年1月4日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月2日から適用する。